

平成 28 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 若山 健彦
 (東証 JASDAQ コード: 6862)
 問合せ先 取締役経営企画部門長 伊藤 信雄
 (TEL 045-591-5611)

第三者割当による新株式及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 19 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 第三者割当による新株式発行及び第 5 回新株予約権の募集の概要

(1) 新株式発行の概要

① 払 込 期 日	平成 28 年 2 月 4 日
② 発 行 新 株 式 数	5,423,000 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 94 円
④ 調 達 資 金 の 額	509,762,000 円 (手取概算額 493,762,000 円)
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てます。 株式会社和円商事 1,595,000 株 Brilliance Multi Strategy Fund 1,489,000 株 合同会社 P T B 1,063,000 株 Brilliance Hedge Fund 638,000 株 有限会社 Cyberize 319,000 株 株式会社 Financial Bridge 319,000 株
⑥ そ の 他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(2) 新株予約権発行の概要

① 割 当 日	平成 28 年 2 月 4 日
② 発行新株予約権数	7,721 個 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
③ 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 1,231 円 (発行調達額 9,504,551 円)
④ 当該発行による 潜在株式数	7,721,000 株
⑤ 資金調達額	789,325,551 円 (手取概算額 789,325,551 円) (新株予約権による発行調達額 : 9,504,551 円) (新株予約権の行使による調達額 : 779,821,000 円)

⑥ 行使価額	1株当たり 101 円												
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てます。</p> <table> <tr> <td>Brillance Hedge Fund</td> <td>2,574 個</td> </tr> <tr> <td>合同会社 P T B</td> <td>1,980 個</td> </tr> <tr> <td>株式会社和円商事</td> <td>1,485 個</td> </tr> <tr> <td>Brillance Multi Strategy Fund</td> <td>1,386 個</td> </tr> <tr> <td>有限会社 Cyberize</td> <td>148 個</td> </tr> <tr> <td>株式会社 Financial Bridge</td> <td>148 個</td> </tr> </table>	Brillance Hedge Fund	2,574 個	合同会社 P T B	1,980 個	株式会社和円商事	1,485 個	Brillance Multi Strategy Fund	1,386 個	有限会社 Cyberize	148 個	株式会社 Financial Bridge	148 個
Brillance Hedge Fund	2,574 個												
合同会社 P T B	1,980 個												
株式会社和円商事	1,485 個												
Brillance Multi Strategy Fund	1,386 個												
有限会社 Cyberize	148 個												
株式会社 Financial Bridge	148 個												
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 ・行使請求条項 <p>当社普通株式の 5 連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が行使価額に 1.2 を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合においてその翌日から起算して 10 取引日以内に本新株予約権を行使請求するように当社が請求を行ったときには新株予約権者が当社株式の出来高を勘案して速やかに当該新株予約権を行使請求するよう努めることとしております。</p> <p>また、当社普通株式の 10 連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が行使価額に 1.8 を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合において本新株予約権を行使請求するように当社が請求を行ったときには新株予約権者が当該請求のなされた新株予約権の全てにつき直ちに行使請求する義務を負うこととしております。</p> ・取得条項 <p>本新株予約権の割当日から 12 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものといたします。</p> 												

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの現状

当社グループは、当社においては、デバイス関連事業（各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理、自社デバイスプログラマ製品による ROM の書込み作業の受託等）及びタッチパネル関連事業（タッチパネル製品・デジタルサイネージ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等）を主たる事業としており、当社子会社の株式会社イーアイ

ティーにおいては、情報システム関連事業（情報システム開発及び技術者の派遣）を主たる事業としております。これらに加え、当社は、環境エレクトロニクス関連事業として、太陽光発電事業（売電を含む。）や LED、無電極ランプ及び電解水生成器の販売を行っております。

当社グループは、平成 27 年 3 月期において、連結売上高 2,278 百万円、連結営業損失 71 百万円、連結経常損失 90 百万円及び連結当期純損失 110 百万円を計上いたしました。損失計上の理由は、当社グループの主要取引先である電子機器メーカーが国際競争の激化等により依然として厳しい状況が続いて当社の既存顧客に対する販売が伸び悩んだこと等によるものです。

かかる状況に鑑みると、今後日本の景気回復が期待される中での当社グループの喫緊の課題は、着実に売上を拡大し、黒字を確実に確保することにあります。

そして、当社グループとして当該課題への取組みとして、徹底した原価低減、経費削減等による経営の効率化を推進するとともに、事業基盤の再構築に必須となる設備更新や人員の強化を行い、内部成長を実現するとともに、外部の会社との協業、資本業務提携等を通じて、積極的な外部成長機会を取り込むことにより事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。

当社は上記の判断の下、平成 27 年 8 月 17 日付けで「第三者割当による新株式及び第 4 回新株予約権発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「前回予定増資プレス」といいます。）を公表いたしました。平成 27 年 8 月 28 日付け「新株式及び第 4 回新株予約権の発行中止に関するお知らせ」（以下「中止プレス」といいます。）で公表した通り、その後の国内外の株式市場の大幅な変動等が発生したことを踏まえて、当社の資本業務提携先の展開している中国事業や当社デバイス関連事業の設備投資に対応する需要を見極めたいこと及び前回予定増資プレス時に資本参加を検討していた企業の仕入先が海外であることから供給ルートやその安定性の見通しについて精査すべきことから再度慎重に検討した結果、前回予定増資プレスにて公表した新株式等の発行による増資（以下「前回予定増資」といいます。）を中止いたしました（以下「前回予定増資中止」といいます。）。

しかし、国内外の株式変動等の情勢、実体経済の状況、当社及び資本業務提携先の事業環境等の要因を更に精査し、また、当社の資金需要の必要性を再度慎重に検討した結果、今般、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

（2）本件第三者割当の具体的な目的等

本件第三者割当の具体的な目的等は、以下のとおりです。

なお、前回予定増資においては、その調達資金の使途に、当社グループの既存事業とのシナジー効果が見込まれる会社への資本参加に係る相手方との交渉等が進捗した場合に備えた、当該資本参加のための資金が含まれておりましたが、当社は、中止プレスにおいて公表しましたとおり、資本参加を検討している高性能サーバー周辺機器の販売企業の主要仕入先が海外であることから、供給ルートやその安定性の見通しについて、前回予定増資中止後に更に精査いたしました。その結果、上記相手方との交渉が、前回予定増資プレスを公表した時点の想定よりも進捗していないこと、また、当該相手方の主要仕入先からの供給ルートやその安定性の見通しについての精査には更に時間が必

要なことが判明したことなどを踏まえ、当該案件の交渉を既に中止しており、本件第三者割当による調達資金の用途には含まれておりません。

また、平成 27 年 11 月 12 日付「シンクロワーク株式会社との業務提携に関する基本合意の解約に関するお知らせ」で公表したとおり、事業譲渡を予定していた会社との交渉が終結いたしましたので、前回予定増資において用途としていました事業譲受に伴う資金についても不要となったため、当該資金も本件第三者割当による調達資金の用途には含まれておりません。

①デバイス関連事業における設備投資

近年のデバイスプログラマ製品（記憶素子（Read Only Memory。以下、「ROM」と略称します。）へのプログラム書込み装置）の市場動向をみると、当社の顧客であるメーカーにおいて、製品の市場投入を早期かつ機動的に行うことや、固定資産を増やさずに増産や減産に対応することが可能になることから、ROM 書込み作業のアウトソース化にシフトする動きがみられます。なかでも、モバイル機器や車載機器を中心とした電子機器の機能の複雑化に伴うデータ容量増加に伴い、当社が得意とする NANDFLASH メモリ（小型電子機器のプログラムを格納するための大容量高速記憶素子）をはじめとした様々な電子機器へのプログラムの書込みサービス（以下、「ROM 書込みサービス」といいます。）に対する需要は増加しております。

この点、当社グループでは、平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの 4 期連続で当期純損失（連結財務諸表の作成を再開した平成 27 年 3 月期は連結でも当期純損失）を計上する状況の下で設備投資額を抑えてきたこともあり、今後、上記の ROM 書込みサービスの需要を取り込み、顧客の品質や不具合対応へのニーズに十分対応するためには、設備や機器の大幅な更新が不可欠な状況となっております。

当社グループにおいて現時点で必要な設備投資は、クリーンルームを主とする作業スペースの増設及び自動化の推進を行うフェーズ 1 と、その後の能力増強を主目的とするフェーズ 2 とに分けられます。それぞれの投資項目は以下のとおりです。

<フェーズ 1>

- ・顧客の要求水準を満たす清浄度・温度・湿度の制御を可能とするためのクリーンルーム新設・移転
- ・書込み後の記憶素子の除湿とともに、初期不良を検出するための加熱工程を行うための恒温槽の増設
- ・従来人力作業に頼っていた外観検査や生産情報管理を効率的かつ高速に行うための自動外観検査装置や生産情報の電子管理システムの導入

<フェーズ 2>

- ・増産に対応し、生産能力を向上させるための、自動書込み機（以下、「ハンドラ」といいます。）、製品に所定のマークを刻印するレーザー捺印機及び自動外観検査装置の増設

ROM 書込みサービスは、いったん設備投資を行えば、概ね書込みサービスを行うパート従業員等の人件費のみで柔軟に運営することができる事業であるため、デバイスプログラムの製造・販売事業と異なり、部材の仕入や加工・在庫リスクが小さく、粗利率が高い傾向にあります。したがって、かかる設備投資は当社グループの黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものと判断いたしました。

なお、フェーズ 1 項目の設備投資額の小計は 59 百万円、フェーズ 2 項目の設備投資

額の小計は 48 百万円を見込んでおります。

このうち、フェーズ 1 項目の設備投資につきましては、中止プレスにおいて公表しましたとおり、当社は、中国経済及びその影響を受ける国内電子機器市場における不透明感から、当社デバイス関連事業の ROM 書込みサービスのフェーズ 2 の設備投資に対応する需要を見極めるべく ROM 書込みサービス業界の事業環境及び顧客需要の確度について、受注状況や人員の稼働率等も踏まえて精査を進めたところ、当社デバイス関連事業の ROM 書込みサービスに対する需要は底堅く、足元の需要は生産能力を超えるものとなっていること等も踏まえ、平成 27 年 11 月 12 日付けで「新株式発行等に関する資金使途変更のお知らせ」において公表しましたとおり、平成 25 年 11 月 8 日に発行した第 1 回新株予約権の行使により調達した資金を含む既存資金を充当して工事を進めております。

一方、フェーズ 2 項目の設備投資（以下「本件設備投資」といいます。）についても、現時点ではこれまで通り投資の必要性が認められ、実行には新たな資金調達が必要なため、前回予定増資プレスにて公表した内容を概ね変更せずに実施することが必要と判断しました。そのため、本件設備投資に係る資金として、合計 48 百万円を調達する必要があります。

②M&A 費用

平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの 4 期連続で当期純損失（連結財務諸表の作成を再開した平成 27 年 3 月期は連結でも当期純損失）を計上する状況から脱却し、当社の収益基盤を立て直すためには、外部成長機会を積極的に取り込むことにより事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。前回予定増資において資金使途とした資本参加に関する交渉を中止した後も、引き続き当社の既存事業領域及び新規事業領域でこの機会を探索してきたところ、当社は、半導体関連分野で十分な事業規模を持ち、かつ、将来にわたって収益を生み出しうると当社が判断する企業（以下「本件対象会社」といいます。）の買収（以下「本件 M&A」といいます。）の機会を得たため、これに係る資金（以下「本件 M&A 資金」といいます。）を確保する必要があります。具体的には、以下のとおりです。

(i) 本件 M&A の対象会社の概要及び買収機会を得た経緯等

本件対象会社は、特殊用途向けコンピュータ記憶装置の製造ノウハウを持ち、当該装置の製造を海外メーカーに委託して国内外で販売し、大手電機メーカーや半導体デバイス商社等との取引を中心に数年以上にわたり平均的な売上高 70 億円、経常利益 3 億円程度の安定した収益をあげている企業です。当社は、M&A のアドバイザー業務を行っている株式会社ヒープアップ（東京都港区、代表取締役伊藤隆史。以下「ヒープアップ」といいます。ヒープアップ及び同社の代表取締役である伊藤隆史氏が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区、代表取締役：荒川 一枝。以下、「トクチョー」といいます。）をして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりのないものと判断しております。）から、平成 27 年 5 月末頃、本件対象会社の買収の提案を受け、同社の全株式（以下「本件株式」といいます。）の買付けについて同年 6 月末頃から慎重に検討を進めた結果、当社は、同年 12 月 10 日に、本件対象会社に

対するデューデリジェンス（以下「DD」といいます。）を行うことを前提に、同社株主に対して本件株式の取得の意向を表明し、財務調査機関として株式会社AGSコンサルティング（東京都千代田区 代表取締役社長 廣渡 嘉秀）、法務調査機関としてシティユーワ法律事務所（東京都千代田区）を起用して、現在DDを進めております。

当社は、当社のデバイスプログラマ事業部門がROMの書込み装置の製造・販売およびROM書込みサービスを主体としていることから、本件M&Aにより、①当社と本件対象会社との間で、半導体関連分野における事業領域の拡大・複線化の実現が期待され、②両社の複数の取引先が重複しているためそれぞれの取引先に対してこれまで保有していなかった商品を薦めて売上高を伸ばすクロスセルの可能性もあり、また、③本件対象会社が当社グループに加わることにより、当社の連結業績が向上し、結果として資本市場からの評価も改善する可能性があると考えております。

(ii) 想定している買収スキーム

当社は、DDの結果等を踏まえ、本件対象会社の株主との間で、本件株式の取得価格（以下「本件取得価格」といいます。）等に係る交渉を行い、取引条件が合致した場合、本件株式の取得を目的とした特定目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立し、SPCにおいて金融機関からの借入れと当社に対する株式の発行（当社はSPCの普通株式を引き受け、本件第三者割当の資金をその払込みに充当する。）等を併用して、本件取得価格に相当する資金を調達し、本件対象会社の全株式を同社の株主から譲り受けます。上記交渉が順調に推移した場合、SPCの設立及び本件株式の譲り受けの時期は、平成28年3月頃を想定しております。この結果、本件対象会社は当社の100%孫会社となり、当社の連結対象会社となります。なお、本件M&Aに際してSPCを用いたスキームを採用する理由は、金融機関から、当社の近年の業績も踏まえ当社本体への貸付の検討にはなお時間を要するものの、SPCに対する貸付であればその実現の可能性が相対的に高まるとの説明を受けていること、本件M&A完了後の本件対象会社の収益を本件M&Aのために金融機関から調達した資金（借入等）の返済に優先的に充当したい等の要請があることによるものです。なお、具体的な借入可能額については現在交渉中であり、未定です。

(iii) 本件株式の取得価格

本件株式の取得価格は現在交渉中ではありますが、その額は10億円を上回る可能性が高いため、SPCにおいてその資金を確保する方法として、SPCによる借入れと、当社からSPCに対する出資を併用する見込みですが、SPCの財政状態を安定させる観点から、可能な限り当該出資により確保することとし、かかる観点から投資家に今回の増資への参加を打診し交渉してまいりました。その結果、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の発行により約519百万円、及び本新株予約権の行使により約779百万円を出資頂ける運びとなりました。これを踏まえ、本新株式及び本新株予約権の発行により調達する手取金のうち、早急に必要となる下記③の運転資金30百万円を除いた全額約473百万円を、当社がSPCに対して出資することにより、本件株式の取得費用に充当することといたしました（以下、かかる出資資金を「当社出資資金」といいます。）。また、本件取得価格のうち、当社出資資金を除いた額（以下「本件買収費用」といいます。）については、SPCが金融機関から借入れる資金やSPCによる優先株式の発行によって調達する資金を充てることに加え、本件買収の完了時

までに本新株予約権の行使によって調達した資金を、当社からSPCに対して追加的に出資して充当することを想定しております。その場合、本新株予約権の行使がある程度進むごとに当社はSPCにまとめて追加出資を行い、SPCによる借入れの早期弁済等を行うことを想定しておりますが、弁済額やその時期については、DDの結果等を踏まえた本件取得価格に係る交渉状況や本新株予約権の本件買収費用の決済時点及びそれ以降の行使状況等を踏まえて確定いたします。なお、本件取得価格が交渉の結果多額となる場合や金融機関等からの調達資金が当社の現時点での想定よりも高コストとなる場合などは、SPCの財務面での負担軽減などを優先する観点から、本新株予約権の行使により調達する資金をSPCの借入の返済に優先的に充当し、本件設備投資に充当する調達資金の額の一部又は全部を減額する場合があります。かかる判断を行った場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、本件株式の取得価格は交渉中であり、相当な額に上る可能性があるところ、その資金を調達するために、本新株式と本新株予約権を併用する理由は、現物株式の発行のみで資金調達すると株式の希薄化率が一気に高まることに加え、割当予定先からは、現状4期連続の最終赤字を計上している当社の業績に対して、約10億円超という本件株式の取得価格の交渉レンジに対応する水準の金額（本件第三者割当により調達する資金のうち、SPCへの資金供与額は、本新株予約権の行使が当社の想定通りに行われた場合及び本件設備投資に係る資金も含めて充当する場合、最大12億円超となる可能性があります。）の資金提供の意向をいただいたものの、当社株価の下落リスクを抑制するために一部を新株予約権にて対応したいとの割当予定先の意向を受けたことによるものです。ただし、各引受予定先には本新株予約権の行使が本件M&Aの確度を高める上で重要である旨のご理解を頂き、行使請求条項の活用も含む早期行使を引き続き働きかけて参る所存です。

また、本件M&Aの買収資金の決済タイミングと本新株予約権の行使のタイミングが必ずしも一致しないことも想定し得ることや、上記希薄化を一定程度抑制すること、株主資本コストを抑制する観点に鑑みて、金融機関等からの借入や優先株式等を併用して買収資金の一部を賄い、新株予約権行使の不確実性を緩和することについて、金融機関・投資家等と協議・検討を進めており、資金調達に万全を期す方針です。

(iv) DD等費用

当社は、本件対象会社の紹介元であるヒープアップとの間で、本件M&Aに係るアドバイザー契約を締結しており、本件M&Aが完了した場合には、当該契約に基づき、ヒープアップに対して最大40百万円の成功報酬（以下「本件成功報酬」といいます。）を支払う予定であり、かかる支払に必要な資金を調達する必要があります。

また、本件M&Aの遂行に不可欠となる財務及び法務に係るDDの費用として、12百万円（以下「本件DD費用」といい、当社出資資金、本件買収費用及び本件成功報酬と合わせ、以下「本件M&A資金」と総称します。）を調達する必要があります。

③当社運転資金等

当社グループは直近4事業年度において純損失を計上し、平成28年3月期第1四半期及び第2四半期も純損失の計上が継続しております。かかる状況の中で、現在進めているROM書込みサービスのフェーズ1項目設備投資が完了した時点においては、作業人員の増加が必須となり、生産設備及び生産管理システムの保全を含む管理要員の

増加が見込まれるため、このための人員採用費 10 百万円（以下「本件採用費」といいます。）を確保する必要があり、また、ROM 書込みサービスにおいて増産するためには、設備投資に付随する書込み用治具の取得に係る初期費用 5 百万円（以下「本件治具取得初期費用」といい、本件採用費とあわせて以下「フェーズ 1 増産費用」といいます。）の確保が必要です。

また、フェーズ 2 設備強化の前提となる部分を含め、建屋全般が老朽化しており、ROM 書込みサービスのみならず、全社で不具合が発生しているため、この対応のための修繕費用等 15 百万円（以下「本件修繕費用」といいます。）も確保する必要があり、フェーズ 1 増産費用とあわせて合計 30 百万円（以下「本件運転資金」といいます。）を確保する必要があります。

（3）本件第三者割当を実施する必要性

上記のとおり、本件設備投資及び本件 M&A を実施し、本件運転資金を確保することは、当社の経営課題に取り組む上で必要不可欠です。

また、①デバイス関連事業における ROM 書込みサービスに関し、当社はこれまでも複数顧客からの打診を受けており、当該サービスに係る需要は更に増加するものと見込んでおります。かかる需要を取り込むためには、フェーズ 1 に続く本件設備投資に係る資金を予定通りに確保して当該投資を開始する必要があります。②更に、本件 M&A 資金等については、買収交渉は継続中であるものの、本件取得価格は相当な金額に上る可能性があり、また、充当の必要が生じた場合に適時適切に充当できるよう、確保する必要があります。

そして、当社グループが平成 27 年 3 月期において連結営業損失 71 百万円、連結経常損失 90 百万円及び連結当期純損失 110 百万円を計上していることに鑑みると、今後原価低減、経費削減等の施策に積極的に取り組んだとしても、日々の営業キャッシュフローから本件設備投資に係る資金、本件 M&A 資金及び本件運転資金（以下「本件必要資金」と総称します。）に充当する資金を確保するのは難しい状況にあります。また、金融機関からの要請により借入残高を漸減させている状況において、本件必要投資のために必要な金額を、当社における金融機関からの新規借入によることは、事実上不可能です。また、公募増資又はコミットメント型のライツ・オファリングといった方法も検討いたしました。公募増資により調達することは第三者割当によるよりも時間を要するため、当社として必要とする時期までに資金調達を完了することも難しいものと判断しております。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、当社は 2 期連続経常赤字であるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 3 号に定める業績要件を満たさず、実施できません。

一方、本件第三者割当は、有利発行に該当しない価格での発行であり、比較的短期間に割当予定先から必要資金の出資意向を頂戴することができました。なお、一部の資金については、上記（2）②（iii）に記載しましたように、現状 4 期連続の最終赤字を計上している当社の業績を考慮して当社株価の下落リスクを抑制するために一部を新株予約権にて対応したいとの割当予定先の意向を受けたことによるものです。また、一部の資金を新株予約権により調達することによって、行使が進まなければ必要資金が調達できなくなるデメリットはあるものの、全ての資金を株式により調達して発行時に希薄化が一度に発生するよりも、既存株主の皆様の株式価値の希薄化を低減

できると考えられます。さらに、本件第三者割当の割当予定先は、下記「6（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、純投資を目的としており、本件第三者割当により、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上の経緯から、本件必要資金の出来るだけ多くの金額を新株式の発行によって調達する方針であったところ、割当予定先の要望により一部しか新株式の発行で調達できなかったことから、各資金の必要時期も勘案の上、平成28年2月以降又は3月には必要となる当社出資資金及び当社運転資金については、新株式により調達とすることとなりました。一方、それら以外の本件必要資金は、割当予定先との間で上記1（2）⑧「その他」に記載のとおり当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使請求を請求できる旨の合意を行い、かつ、①当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合においてその翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権を行使請求するように当社が請求を行ったときには新株予約権者が当社株式の出来高を勘案して速やかに当該新株予約権を行使請求するよう努めること及び②当社普通株式の10連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が行使価額に1.8を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合において本新株予約権を行使請求するように当社が請求を行ったときには新株予約権者が当該請求のなされた新株予約権の全てにつき直ちに行使請求する義務を負うことを割当予定先との間で締結する予定の投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において合意したうえで、新株予約権による調達とすることとしました。なお、本新株予約権の発行から12ヶ月を経過しても、当社の株価の下落等により本新株予約権の行使が進まない場合には、当該時点では株式市況や景気動向も変化しており、本件M&Aの実施等に係る判断も大きく変わっている可能性があると考えられるため、別の資金調達の方法を検討することも視野に入れ、割当予定先との協議の結果、本新株予約権には、上記1（2）⑧「その他」に記載のとおり、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降に当社により行使可能な取得条項を付しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

調達予定額：	1,283,087,551円
調達予定額の総額：	1,299,087,551円
発行に係る諸経費：	16,000,000円
手取概算額：	1,283,087,551円

（手取概算額の内訳）

第三者割当による本新株式の発行：	493,762,000円
第三者割当による本新株予約権による調達額：	789,325,551円
（本新株予約権の発行による調達額）：	9,504,551円
（本新株予約権の行使による調達額）：	779,821,000円

（注1）発行に係る諸経費16百万円の内訳は、本件第三者割当増資の割当候補先紹介に係る株式会社M&J（東京都中央区 代表取締役 片田 朋希）に支払予定の紹介手数料約5百万円、弁護士費用約4百万円、新株予約権の評価費用約1百万円、登記費用その他約6百万円であります。

(2) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

本件第三者割当における本新株式及び本新株予約権発行による払込金額の合計額から発行諸経費を除いた手取概算額 503 百万円は、本件M&A及び当社運転資金のための費用に充当します。

① 資金使途	② 金額(百万円)	③ 支出予定時期
当社出資資金	473	平成 28 年 3 月
本件運転資金	合計 30	
フェーズ 1 増産費用 (注 1)	15	平成 28 年 2 月以降
本件修繕費用 (注 2)	15	平成 28 年 2 月以降

(注 1) 現在進めている ROM 書込みサービスのフェーズ 1 項目設備投資が完了した時点においては、作業人員の増加が必須となり、生産設備及び生産管理システムの保全を含む管理要員の増加が見込まれるため、このための人員採用費 10 百万円を確保する必要があり、また、ROM 書込みサービスにおいて増産するためには、設備投資に付随する書込み用治具の取得に係る初期費用 5 百万円の確保が必要です。

(注 2) フェーズ 2 設備強化の前提となる部分を含め、建屋全般が老朽化しており、ROM 書込みサービスのみならず、全社で不具合が発生しているため、この対応のための修繕費用等 15 百万円も確保する必要があります。

(注 3) 当社は、上記手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて調達資金を管理いたします。

② 本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

本新株予約権の行使により調達する資金 779 百万円については、本件M&A資金及び平成 28 年 5 月以降に、ROM 書込みサービスに係る設備投資 (フェーズ 2) の資金として充当いたします。

① 資金使途	② 金額(百万円)	③ 支出予定時期
本件M&A資金 (当社出資資金を除く) (注 1)	731	平成 28 年 3 月
本件設備投資に係る費用 (注 2)	合計 48	
①生産能力向上策(1)ハンドラ増設(注 3)	8	平成 28 年 5 月
②生産能力向上策(2)レーザー捺印機増設(注 4)	14	平成 28 年 8 月
③生産能力向上策(3)自動外観検査装置増設(注 5)	26	平成 29 年 4 月

- (注1) 本件DD費用、本件買収費用及び本件成功報酬からなります。このうち、本件買収費用については、SPCが金融機関から借入れる資金やSPCによる優先株式の発行によって調達する資金を充てることに加え、本件買収の完了時までに本新株予約権の行使によって調達した資金を、当社からSPCに対して追加的に出資して充当することを想定しております。その場合、本新株予約権の行使がある程度進むごとに当社はSPCにまとめて追加出資を行い、SPCによる借入れの早期弁済等を行うことを想定しておりますが、弁済額やその時期については、DDの結果等を踏まえた本件取得価格に係る交渉状況や本新株予約権の本件買収費用の決済時点及びそれ以降の行使状況等を踏まえて確定いたします。なお、外部環境の変化を含む諸事情によっては本件M&Aの計画が予定通り進展しない可能性又は計画そのものが変更となる可能性があります。かかる場合には、本件M&Aに充当されない資金を、新たなM&A案件への投資に充当する方針であります。また、本件M&Aに全額を充当しない場合には、残額については新たなM&A案件への投資に充当する方針であります。
- (注2) 平成28年5月以降の生産能力向上策(1)～(3)については、受注状況を見定めながら機動的に、また、設備仕様や投資額の再検討も加えつつ適切に実施することにより、更なる当社グループの競争力強化等に寄与することを見込んでおります。上記の方針により、実際の金額や支出予定時期が変動する可能性があります。かかる変動が生じた場合は適切に開示致します。
- (注3) ハンドラは、ROM書込みの生産能力を大幅に増加する装置であるため、ROM書込みサービスの増産への対応のためにはその増設が必要不可欠です。ハンドラ(1台)の増設は、平成28年5月頃に実施する予定です。
- (注4) レーザー捺印機は、書き込まれたROMの内容を外観で判別するためのマークを付ける装置であるため、ROM書込みサービスの増産への対応のためにはその増設が必要不可欠です。レーザー捺印機(1台)の増設は、平成28年8月頃に実施する予定です。
- (注5) 自動外観検査装置は、書込み工程や捺印工程を経たROMの外観により、顧客納入後の動作が正常であることを保証するための装置であるため、ROM書込みサービスの増産への対応のためにはその増設が必要不可欠です。自動外観検査装置(1台)の増設は、平成29年4月頃に実施する予定です。
- (注6) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。かかる場合においては、本新株予約権の発行により調達する資金は本件運転資金に充当し、本新株予約権の行使により調達する資金については、上記資金使途のうちまず本件M&A資金(当社出資資金を除きます。)に充当し、残額がある場合には本件設備投資に係る資金に充当する方針ですが、その時点における資金需要を踏まえて具体的な充当先を決定します。また、上記資金使途に充当する資金に不足が生じた場合には、金融機関からの借入、メザニン投資家からの調達又はエクイティファイナンスを検討します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金の使途は、当社グループの競争力を強化しつつ積極的に外部成長機会を取り込み、かつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものであるため、かかる資金使途は当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠

① 本新株式の払込金額

本新株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当りの払込金額につきましても、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年1月18日）の終値（101円）を基準とすべきと考えられます。もっとも、当社が平成27年8月17日付けで本件予定増資プレスを発表後、国内外の株式市場の大幅な変動等が発生し、同月25日には当社株価は取引時間中に年初来安値の66円となり（同日の終値は73円）、最近1カ月は93円から171円の範囲で推移しているものの、なおも株式市場の動向は不安定であることから、割当予定先とも協議の上、既存株主への株式の希薄化、払込金額の影響度も慎重に検討した結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日までの1ヶ月間の終値平均119.12円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均102.23円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均94.08円を参考にして、同取締役会決議の直前取引日（平成28年1月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（101円）から6.93%割引かれた94円といたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均119.12円に対して21.09%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均102.23円に対して8.05%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均94.08円に対して0.09%のディスカウントであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。

なお、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、本新株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、1ヵ月終値平均からは21.09%のディスカウントとなるものの、平成28年の年初以来、特段の適時開示等を行っていないにもかかわらず当社株価が急騰したこと及びその後の急速な下落に鑑みると、当該1ヵ月終値平均を基準として払込金額を決定することは適切ではないものと考えられ、また、取締役会決議日の直前取引日の終値（101円）からは6.93%のディスカウント、3ヶ月終値平均からは8.05%のディスカウント、6ヶ月終値平均からは0.09%のディスカウントに留まることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

②本新株予約権の払込金額

本新株予約権の1株当りの行使価額につきましては、最近の当社株価の状況（平成27年12月中の当社株価は95円から129円の間を推移し、平成28年1月中の当社株価は同月18日までの間に93円から171円の間を推移いたしました。）等を勘案して、平成28年1月19日の決議にあたり割当予定先とも協議の上、101円といたしました。当該新株予約権の行使価額は、その発行に係る取締役会決議の日の直前取引日（平成28年1月18日）の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格（以下「終値」といいます。）である101円に対する乖離率は0.00%であります。また、新株予約権の行使価額101円と、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均119.12円との乖離率は15.21%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均102.23円との乖離率は1.20%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均94.08円との乖離率は7.36%のプレミアムであります。

以上の行使価額も踏まえ、本新株予約権の払込金額について検討するため、当社は、本新株予約権に係る発行要項（以下「本発行要項」といいます。）で定められた条件に基づき、当社普通株式の株価、株価のボラティリティ、無リスク金利、配当率等の諸条件等を考慮した本新株予約権の評価を、第三者評価機関（株式会社東朋F A（東京都文京区、代表者：増田 昌徳 以下「第三者評価機関」といいます。))に依頼しました。第三者評価機関は、その評価にあたっては、上記の諸条件に加え、本新株予約権の行使後の1営業日当たりの売却可能な株式数の目安（直近3年にわたる当社株式の日次売買高の中央値（約219,000株）の10%としております）などを勘案しております。なお、当社は割当予定先から本新株予約権を随時積極的に行使する旨の行動方針を聴取しておりますが、算定上は行使価値が保有価値を上回った時点で直ちに全量行使されるという前提が加味されております。行使請求条項については、努力義務を負う場合と行使請求義務を負う場合がありますが、前者は努力義務に過ぎずこれを本新株予約権の評価額の算定に考慮することは困難であり、また、行使請求義務は仮に考慮したとしても本新株予約権の評価額を高める要素にはならないと考えられるため算定上は加味しておりません。また、取得条項につきましては、本新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト（修正CAPMにより算出）59.57%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。

以上を前提として、第三者評価機関は、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法を用いて評価を実施した結果、本新株予約権の評価額を1,231円（1株当たり1.231円）と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が一般的なものであり、かつ合理性があるものと判断し、第三者評価機関による上記評価額を参考に、本新株予約権の1個あたりの払込金額を1,231円としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、第三者評価機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロシミュレーション法を用いて算定していることから、第三者評価機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は、割当予定先との間での協議を経て、算定結果である評価額と同額

と決定されているため、有利発行には該当せず、適正な価額であると判断いたしました。

また、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、第三者評価機関の評価内容について担当取締役から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであること及び本新株予約権の払込金額の算定に、当該新株予約権の行使価額等の発行条件、当社普通株式の株価、株価のボラティリティ、無リスク金利、配当率、取得条項等の諸条件が考慮されていること、本新株予約権の払込金額が当該評価額と同額と決定されたこと等から、本新株予約権の払込金額は適正であり、特に有利な払込金額には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により増加する新株式は 5,423,000 株(当該新株式に係る議決権は 5,423 個)で、平成 27 年 12 月末日現在の発行済株式数の 23.29% (同日現在における議決権総数 (23,205 個) に対する議決権割合 23.37%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数 7,721,000 株を加えると、増加する株式数は 13,144,000 株 (議決権の合計数は 13,144 個) となり、平成 27 年 12 月末日現在の発行済株式数の 56.44% (同日現在における議決権総数 (23,205 個) に対する議決権割合 56.64%) にあたります。

しかしながら、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数 13,144,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 527,155 株、過去 3 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 750,759 株及び過去 1 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 3,810,647 株となっており、取引日によっては出来高が 500 万株を超える日もあること、上記のように割当予定先から随時積極的に新株予約権を行使する意向表明がある一方、割当予定先の中には、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. のように売却方針として 1 日当たりの当社株式の出来高の 10% 程度を上限に売却していく方針を口頭で表明している先もあることなどから、積極的な新株予約権の行使と取得した株式をある程度の期間をかけて売却していくことは両立する中、上記株式の総数 13,144,000 株が新株予約権の行使期間 3 年間 (245 日/年営業日で計算) で売却されると仮定すると、1 日当たりの売却株式数は、17,883 株となり上記の過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高 527,155 株に対しても 3.38% に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、当社の資金需要 (平成 28 年 3 月、同年 5 月、同年 8 月、平成 29 年 4 月の 4 回に分かれて資金需要が発生する予定です。) に応じて行使され又は当社が行使請求を行う場合には、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、直近 4 事業年度の当社業績が最終赤字であるにもかかわらず当社株価が総じて上昇基調をたどってきたことからすれば、本件 M&A の実現や設備増強に基づく当社グループの業績が改善する見通しにより、本件第三者割当による希薄化に伴う当社株価の下落圧力も吸収可能であるものと考えております。

このように、本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、外部成長機会が取り込まれ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(i) Brillance Multi Strategy Fund (本新株式 1,489,000 株及び本新株予約権 1,386 個)

A) 名 称	Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)	
B) 所 在 地	Landmark Square, 3 rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
C) 設 立 根 拠 等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
D) 組 成 目 的	純投資	
E) 出 資 の 総 額	1,000,000,000円	
F) 組 成 日	平成21年3月1日	
G) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されており、10%以上の主要株主はいないと聴取しております。	
H) 業 務 執 行 組 合 員 等 に 関 する 事 項	名称	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 Robinson Road, #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Takahiro Yamada, Managing Director (代表取締役 山田 高広)
	資本金の額	59 百万円相当
	事業内容	投資業
I) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	資本金の額	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	当社と当該ファンドの関係	該当事項はありません。
J) 当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先である Brillance Multi Strategy Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. からは、同社及びその役員が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、Brillance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しているほか、他の出資者についても業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の所在地であるシンガポールの規制に

基づくアドミニストレーター（ファンドの各種事務及び管理代行業者）によるチェックを経て暴力団等との関わり等はないと判断された投資家である旨の口頭説明を受けております。Brillance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先である Brillance Multi Strategy Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は、割当予定先である Brillance Multi Strategy Fund 及びその出資者と、Brillance Multi Strategy Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. 及びその役員は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(ii) Brillance Hedge Fund (本新株式 638,000 株及び本新株予約権 2,574 個)

I) 名 称	Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)	
J) 所 在 地	Landmark Square, 3 rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
K) 設 立 根 拠 等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
L) 組 成 目 的	純投資	
M) 出 資 の 総 額	1,000,000,000円	
N) 組 成 日	平成21年3月1日	
O) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されており、10%以上の主要株主はいないと聴取しております。	
P) 業 務 執 行 組 合 員 等 関 係 事 項	名称	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 Robinson Road, #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Takahiro Yamada, Managing Director (代表取締役 山田 高広)
	資本金の額	59 百万円相当
	事業内容	投資業
I) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	資本金の額	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	当社と当該ファンドの関係	該当事項はありません。
K) 当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンド

		の業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先である Brillance Hedge Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd.からは、同社及びその役員が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、Brillance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しているほか、他の出資者についても業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の所在地であるシンガポールの規制に基づくアドミニストレーター（ファンドの各種事務及び管理代行業者）によるチェックを経て暴力団等との関わり等はないと判断された投資家である旨の口頭説明を受けております。Brillance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先である Brillance Hedge Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は、割当予定先である Brillance Hedge Fund 及びその出資者と、Brillance Hedge Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. 及びその役員は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(iii) 株式会社和円商事（本新株式 1,595,000 株及び本新株予約権 1,485 個）

A) 名 称	株式会社和円商事
B) 本店の所在地	東京都中央区日本橋久松町 9-12
C) 代表者の役職・氏名	代表取締役 本多 敏行
D) 事業内容	プラスチック再生事業他
E) 資本金	90,000,000円
F) 設立年月日	平成14年 4月16日
G) 決算期	12月
H) 従業員数	76名
I) 主要取引先	東レ株式会社、三井化学株式会社、帝人化成株式会社、デンカポリマー株式会社、株式会社木下フレンド
J) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行
K) 大株主及び持株比率	本多 敏行 100%
L) 当社と当該法人との間の関係	該当事項はありません。

M) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
純資産(千円)	272,755	305,152	316,560
総資産(千円)	1,169,671	1,275,191	1,475,053
1株当たり純資産(円)	606,123	678,115	703,468
売上高(千円)	3,133,623	3,186,780	3,574,044
経常損失(△)(千円)	81,966	37,706	19,544
当期純損失(△)(千円)	10,038	71,992	25,353
1株当たり当期純損失(△)(円)	22,307	71,992	25,353
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 割当予定先である株式会社和円商事からは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、株式会社和円商事が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。株式会社和円商事が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である株式会社和円商事並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(iv) 合同会社PTB（本新株式1,063,000株及び本新株予約権1,980個）

A) 名称	合同会社PTB
B) 本店の所在地	東京都千代田区九段北1-15-12
C) 代表者の役職・氏名	業務執行社員 星野 智之
D) 事業内容	経営コンサルティング
E) 資本金	10,000円
F) 設立年月日	平成27年10月16日
G) 決算期	9月
H) 従業員数	—
I) 主要取引先	設立間もないため、該当事項はありません。
J) 主要取引銀行	さわやか信用金庫
K) 大株主及び持株比率	星野智之 100%
L) 当社と当該法人との関係	該当事項はありません。
M) 最近3年間の経営成績及び財政状態(設立後間もないため記載すべき経営成績はありません。直近の財政状態を示します。)	
	平成28年1月18日現在
純資産(千円)	11

総資産(千円)	300,011
---------	---------

(注) 割当予定先である合同会社P T Bからは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、合同会社P T Bが特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。合同会社P T Bが特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関であるトクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である合同会社P T B並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(v) 有限会社 Cyberize (本新株式 319,000 株及び本新株予約権 148 個)

A) 名 称	有限会社Cyberize
B) 本店の所在地	千葉県我孫子市布佐1-31-25
C) 代表者の役職・氏名	取締役 戸部 日登志
D) 事業内容	広報・各種事務支援コンサルティング
E) 資本金	3,000,000円
F) 設立年月日	平成17年3月31日
G) 決算期	4月
H) 従業員数	3名
I) 主要取引先	
J) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
K) 主たる出資者及び出資率	戸部 日登志 100%
L) 当社と当該法人との関係	該当事項はありません。
M) 最近3年間の経営成績及び財政状態(平成27年5月まで休眠状態であったため、記載すべき経営成績はありません。直近の財政状態を示します。)	
	平成28年1月18日現在
純資産(千円)	60,000
総資産(千円)	120,000

(注) 割当予定先である有限会社 Cyberize からは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、有限会社 Cyberize が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。有限会社 Cyberize が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関である株式会社トクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である有限会社 Cyberize

並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(v i)株式会社 Financial Bridge (本新株式 319,000 株及び本新株予約権 148 個)

A) 名 称	株式会社 Financial Bridge
B) 本店の所在地	大阪府大阪市北区中津 1-18-18-304
C) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中野 智之
D) 事業内容	企業投資、経営コンサルティング
E) 資本金	3,000,000円
F) 設立年月日	平成27年10月30日
G) 決算期	9月
H) 従業員数	1名
I) 主要取引先	フューチャー・サイエンス・リサーチ株式会社
J) 主要取引銀行	大阪シティ信用金庫
K) 大株主及び持株比率	中野 智之 100%
L) 当社と当該法人との間の関係	該当事項はありません。
M) 最近3年間の経営成績及び財政状態(設立後間もないため記載すべき経営成績はありません。直近の財政状態を示します。)	
	平成28年1月18日現在
純資産(千円)	1,512
総資産(千円)	38,512

(注) 割当予定先である株式会社 Financial Bridge からは、同社並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、株式会社 Financial Bridge が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。株式会社 Financial Bridge が特定団体等であるか否かについては、当社が第三者調査機関である株式会社トクチョーをして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である株式会社 Financial Bridge 並びにその役員及び主要株主は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社のデバイス関連事業における書込みサービスに係る需要を取り込み、本件必要資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの用途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要です。

Brillance Hedge Fund 及び Brillance Multi Strategy Fund の業務執行組合員である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役である山田高広氏は当社社長

の若山と以前から知己を得ており、本件第三者割当にあたり、あらためて当社が山田高広氏との間で協議を行なった結果、同氏には当社の経営方針をご理解いただきました。なお、Brillance Hedge FundとBrillance Multi Strategy Fundは、各ファンドを構成する投資家が異なるものの、同一の業務執行組合員の下で運営されており、株式・債券等幅広い証券を投資対象とし、企業の第三者割当増資等の引受に応じつつヘッジ売りを組み合わせて利益を得る等の投資方針等にも大きな違いはない旨の説明を山田氏から受けております。なお各ファンドとも日本国内外の富裕層から成るとのことです。

そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてご理解いただき、同社から快諾を得たので、Brillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundを割当予定先として選定いたしました。

株式会社和円商事は、当社が平成25年11月に実施した新株式及び第1回新株予約権発行による第三者割当増資の際に財務アドバイザーとして起用したファーストメイク・リミテッド株式会社（東京都中央区 代表取締役 前一明 以下、「ファーストメイク」といいます。）から平成27年10月末頃に紹介を受け、本件第三者割当に際して、当社若山代表取締役及び伊藤取締役が同社事務所を訪問し、同社代表者本多敏行氏らと面談して当社の事業内容等を説明し、また、同社からも当社事務所の訪問を受けて当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解をいただき、同社から快諾を得たので、割当予定先として選定いたしました。なお、当社からファーストメイクに対してのアドバイザー手数料や紹介手数料は発生しておりません。

合同会社PTBは、以下の経緯で割当予定先として選定いたしました。株式会社M&J（当社は、当社子会社の元役員の知人から株式会社M&Jの紹介を受けました。同社は、財務コンサルティングを主たる事業としております。）の片田朋希氏から、上場企業のIR支援コンサルティングを行う株式会社ADCC（東京都千代田区、代表取締役 星野 智之、以下「ADCC」といいます。）の代表者星野智之氏の紹介を当社若山代表取締役及び伊藤取締役が受け、若山及び伊藤は、星野氏と面談いたしました。星野氏は、上場企業の資金調達実務に造詣が深い一方、ADCCにおけるIR支援業務の中立性を保つためADCCでの本株式及び本新株予約権の引受けは行わず、片田氏と協業して設立した投資専用のSPCである合同会社PTBを通じて本株式及び本新株予約権の割当てを受けたいとの要望があり、合同会社PTBを割当予定先の候補としました。それまで合同会社PTBの業務執行社員であった片田氏が、本業の財務コンサルティングに注力するために平成28年1月8日に持分を星野氏に譲渡し、平成28年1月12日をもって片田氏が退社し、代わって星野氏が同日付けで業務執行社員に就く変更手続きを完了しております。上記の経緯を踏まえ、合同会社PTBからは当社の経営方針に賛同をいただき、また、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解いただき、同社から快諾を得たので、割当予定先として選定いたしました。なお、当社は、株式会社M&Jに対し、当社に星野氏を紹介したことに対する紹介手数料5百万円を支払う予定であります。

有限会社 Cyberize は、政治家の選挙活動や広報事務を支援するコンサルティング会社であり、同社代表の戸部日登志氏は長年にわたり広報や広告制作に携わってきているとのことです。同社は前回予定増資の割当予定先候補としてファーストメイクが組成したファンドの組合員として紹介を受けたことを契機に当社と知遇となりました。上記経緯から同社はすでに当社の経営方針等に対する理解が深く、そのことから、当社若山は、同社代表取締役である戸部日登志氏に対し直接に本件第三者割当にあたり割当予定先になっていただくことを打診し、協議を行なった結果、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解と快諾をいただいたこと、同社は選挙という不定期な事象を主な対象として事業を行っていることから昨年まで一時的に休眠状態にあったものの、業務を再開するにあたり法人として割当を受けたいとの要望があったことから、同社を割当予定先として選定いたしました。

株式会社 Financial Bridge は、上記のとおり、当社が本件第三者割当にあたり有限会社 Cyberize に割当予定先になっていただくことを打診した際に同社の代表取締役である戸部日登志氏から株式会社 Financial Bridge の代表取締役である中野智之氏の紹介を受けたものです。中野氏は国内外で経営コンサルティングや投資業務等に従事した後、独立して同社を設立したと同氏から聞いております。当社若山は、株式会社 Financial Bridge の代表者中野氏と面談の上、当社の経営方針に賛同いただき、また、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から、当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについてはご理解いただき、同社から快諾を得たので、割当予定先として選定いたしました。

なお、各割当予定先に対する本新株式の割当株数及び本新株予約権の割当個数については、各割当予定先の資金状況や希望を踏まえて決めました。

(3) 割当予定先の保有方針

全ての割当予定先の保有方針に関しましては、基本的に純投資である旨を本投資契約において確認しており、本投資契約において、全ての割当予定先は本株式払込期日から3ヶ月間、本株式を継続して保有する旨が規定されておりますが、かかる期間の経過後は、当社普通株式の株価次第では本株式の売却を行う可能性があるとのことであります。本新株予約権を行使した場合に取得する当社株式については、割当予定先には継続保有義務等は課されておられません。

なお、当社は、本新株式の全ての割当予定先より、本新株式の発行日である平成28年2月4日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

Brillance Capital Management Pte. Ltd. からは、残高証明を受領して、Brillance Hedge Fund および Brillance Multi Strategy Fund が本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、Brillance

Capital Management Pte. Ltd. からは、過去の引き受け実績の中で新株予約権の行使で問題になったことはない旨及びファンドの他の資産等を処分して必要時期に必要な金額を確保する方針を聞き取ったので、以上で財産確認として問題ないと判断しました。

株式会社和円商事からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は内部留保に由来していると聞いております。

合同会社PTBからは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認しております。なお、当該資金は全てADCCからの借入金であり、ADCCの当該資金は、内部留保であると聞いております。

有限会社Cyberizeからは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は全て代表者からの借入であり、代表者の当該資金は自己資金であると聞いております。

株式会社Financial Bridgeからは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、今後の事業収益を充てると聴取したため、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は全て代表者からの借入であり、代表者の当該資金は、前職での勤務時の貯蓄金であると聞いております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成28年1月18日現在)	本件第三者割当後 (本新株予約権行使前)	本件第三者割当後 (本新株予約権行使後)
株式会社SBI証券 8.56%	株式会社SBI証券 6.95%	Brillance Hedge Fund 8.82%
合同会社テンドネス1号 5.08%	株式会社和円商事 5.56%	株式会社和円商事 8.45%
楽天証券株式会社 4.64%	Brillance Multi Strategy Fund 5.19%	合同会社PTB 8.35%
遠藤 窮 4.32%	合同会社テンドネス1号 4.12%	Brillance Multi Strategy Fund 7.89%
フィンテック投資事業有限責任組合第18号	楽天証券株式会社	株式会社SBI証券

	3.93%		3.76%		5.47%
日本証券金融株式会社		合同会社P T B		合同会社テンダネス1号	
	3.58%		3.70%		3.25%
小川 敏男		遠藤 窮		楽天証券株式会社	
	3.44%		3.50%		2.96%
若山 健彦		フィンテック投資事業有限 責任組合第18号		遠藤 窮	
	1.59%		3.19%		2.76%
遠藤 澄江		日本証券金融株式会社		フィンテック投資事業有限 責任組合第18号	
	1.50%		2.90%		2.51%
株式会社フリーダム・キャピタル		小川 敏男		日本証券金融株式会社	
	1.50%		2.79%		2.29%
松井証券株式会社		Brilliance Hedge Fund		小川 敏男	
	1.41%		2.22%		2.20%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主構成は平成27年12月31日時点の株主名簿を基に、平成28年1月18日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて作成しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当による今期業績への影響については、軽微と見込んでおります。開示の必要な変更がある場合には、速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当により増加する新株式は5,423,000株(当該新株式に係る議決権は5,423個)で、平成27年12月末日現在の発行済株式数の23.29%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合23.37%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数7,721,000株を加えると、増加する株式数は13,144,000株(議決権の合計数は13,144個)となり、平成27年12月末日現在の発行済株式数の56.44%(同日現在における議決権総数(23,205個)に対する議決権割合56.64%)となるため、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要することになります。

そこで、当社は、当社の経営から一定程度独立したものとして、資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問すべく、当社社外監査役かつ独立役員である美澤臣一氏及び当社社外監査役である中根敏勝氏の2名(以下「社外役員ら」といいます。)から、本件第三者割当の必要性と相当性について意見を以下のとおり頂きました。

大要、以下の①から⑤までに掲げる理由により、本件第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行は、当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものであり、必要性及び相当性が認められるものとする。

①本件第三者割当により調達した資金の用途は、合理的であると判断されること(企業価値の向上につながる資金需要の存在が認められること)。

- ②資金調達方法には様々な手法のある中において、本件第三者割当よりもより良い条件により資本性の資金調達を行うことは、現時点において難しいものと思料されること（他の資金調達方法との比較において本新株式発行及び本新株予約権を発行することの合理性が認められること）。
- ③本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、外部成長機会が取り込まれ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断されること（発行数量及び希薄化の規模の合理性）。
- ④当社のデバイス関連事業における書込みサービスに係る需要を取り込み、本件必要資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの用途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要であるところ、Brillance Multi Strategy Fund、Brillance Hedge Fund、株式会社和円商事、合同会社PTB、有限会社Cyberize及び株式会社Financial Bridgeは、当社の経営方針に賛同していること、また、これらの割当予定先の保有方針が基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社株式の株価の安定の観点から当社として希望する本新株式の3か月間の継続保有について本投資契約にて義務付けることについて理解し、同意していること等から、割当予定先としての合理性が認められること。
- ⑤本新株式1株あたりの払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠して決定されており、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」には該当せず、本新株予約権1個あたりの払込金額は、行使価額の決定方法や本新株予約権の諸条件を考慮して算定された第三者評価機関における算定結果（合理的な公正価格と考えられる）である評価額と同額と決定されており、第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当せず、いずれの発行手続も適法であると判断されること。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	1,316,430	1,288,189	2,278,561
営業利益	22,098	△17,802	△71,500
経常利益	6,459	△33,297	△90,977
当期純利益	△234,466	△35,742	△110,385
1株当たり当期純利益 (円)	△14.07	△1.89	△4.86
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	39.06	38.99	37.74

(注) 平成26年3月期までは単体、平成27年3月期は連結で記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成27年12月末日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	23,286,692株	100.0%
現時点の行使価額における潜在	8,066,000株	—

株式数		
-----	--	--

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	59円	57円	70円
高値	68円	134円	135円
安値	44円	46円	52円
終値	57円	70円	88円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月
始値	92円	79円	82円	95円	96円	124円
高値	108円	88円	96円	100円	129円	171円
安値	66円	70円	80円	89円	95円	93円
終値	79円	82円	92円	95円	122円	101円

(注) 平成28年1月につきましては、1月18日までの株価を基準に記載しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	平成28年1月18日
始値	95円
高値	102円
安値	93円
終値	101円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成25年3月15日
調達資金の額	70,200,000円(差引手取概算額69,700,000円)
発行価額	1株当たり54円
募集時における発行済株式数	16,563,152株
当該募集による発行株式数	1,300,000株
募集後における発行済株式総数	17,863,152株
割当先	小川敏男氏 800,000株 興亜産業株式会社 300,000株 株式会社システム・クリエート・センター 200,000株
発行時における当初の資金用途	運転資金(40,000,000円は原材料仕入資金、残額は人件費等)に充当する予定
発行時における支出予定時期	平成25年3月
充当状況	当初予定通り運転資金(原材料仕入資金及び人件費等)に充当いたしました。

②第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 25 年 11 月 8 日
調達資金の額	139,968,000 円 (差引手取概算額 129,968,000 円)
発行価額	1 株当り 54 円
募集時における発行済株式数	17,863,152 株
当該募集による発行株式数	2,592,000 株
募集後における発行済株式総数	20,455,152 株
割当先	フィンテック投資事業有限責任組合第 18 号 2,222,000 株 若山健彦氏 370,000 株
発行時における当初の資金使途	太陽光発電所の取得費用に充当する予定
発行時における支出予定時期	平成 25 年 11 月から平成 26 年 5 月
充当状況	<p>平成 27 年 11 月 12 日に開示いたしました通り、固定売電価格の低下や電力会社による出力制御など大きな外的環境の変化もあり、案件探索を進めてきたものの、当社の期待に合致する案件は見つからない状況が続いており、また、今後の事業収益を考えた時、規制環境が変わらない限り、当面の間当社が求める成長性を太陽光発電事業に期待することは難しいと考えるに至りました。今後については、太陽光発電事業を含め新規な成長事業を広く探索していくことを継続していくことといたしますが、調達した資金に関しては目前の資金需要に振り向けることとし、資金使途変更の対象といたしました。</p> <p>ただし、本調達資金については設備投資としては支出しておりませんが、本件増資以降のマーケティング及び建設中止以降の案件探索にかかる費用 30 百万円を支出しているため、本資金からの支出と取り扱うものとし、残金の 100 百万円の使途を次の通り変更するものといたします。デバイス関連事業におけるフェーズ 1 設備投資資金に 14 百万円 (支出時期：平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月)、海外事業に向けた準備費用として 33 百万円 (平成 27 年 12 月頃)、平成 27 年 11 月から平成 28 年 4 月までの運転資金に 23 百万円、また環境エレクトロニクス事業の在庫商品購入費用に 30 百万円 (平成 28 年 1 月頃) を充当することといたします。</p>

③第三者割当による第 1 回新株予約権の発行

発行期日	平成 25 年 11 月 8 日
発行新株予約権数	1,052 個 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
発行価額	新株予約権 1 個当り 2,009 円
発行時における調達予定資金の	62,077,468 円 (手取概算額 62,077,468 円)

額（差引手取概算額）	（新株予約権による発行調達額　：　2,113,468円） （新株予約権の行使による調達額　：　59,964,000円）
割当先	フィンテック投資事業有限責任組合第18号
募集時における発行済株式数	17,863,152株
当該募集による潜在株式数	1,052,000株
現時点における行使状況	行使済株式数1,052,000株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	62,077,468円（手取概算額62,077,468円）
発行時における当初の資金使途	既存事業強化費用
現時点における充当状況	平成27年11月12日付「シンクロワーク株式会社との業務提携に関する基本合意の解約に関するお知らせ」にて開示した通り、株式会社シンクロワークとの交渉を終結いたしました。本調達資金については資本提携費用としては支出しておりませんが、資金調達以後の既存事業強化及び提携強化の費用並びに、交渉終結までに資産査定を始めとするデューディリジェンス費用の合計17百万円を本資金からの支出と取り扱うものとし、残金の45百万円を資金使途変更の対象とし、その全額をデバイス関連事業におけるフェーズ1設備投資資金（45百万円、平成27年11月～平成28年1月）に充当します。

以上

(別添)

I 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 5,423,000 株
2. 募集株式の払込金額 1 株につき金 94 円
3. 払込期日 平成 28 年 2 月 4 日
4. 株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額 金 254,881,000 円 (1 株につき 47 円)
増加する資本準備金の額 金 254,881,000 円 (1 株につき 47 円)
5. 割当予定先の氏名または名称及び割当株数
株式会社和円商事 1,595,000 株
Brillance Multi Strategy Fund 1,489,000 株
合同会社 P T B 1,063,000 株
Brillance Hedge Fund 638,000 株
有限会社 Cyberize 319,000 株
株式会社 Financial Bridge 319,000 株

II 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称
ミナトホールディングス株式会社第 5 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 9,504,551 円
3. 申込期間
平成 28 年 2 月 4 日
4. 割当日及び払込期日
平成 28 年 2 月 4 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権を以下の通り割当てる。
Brillance Hedge Fund 2,574 個
合同会社 P T B 1,980 個
株式会社和円商事 1,485 個
Brillance Multi Strategy Fund 1,386 個
有限会社 Cyberize 148 個
株式会社 Financial Bridge 148 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 7,721,000 株とする(本新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という)は 1,000 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額

は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
7,721 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 1,231 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当りの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、101 円とする。但し、第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成 28 年 1 月 19 日開催の取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価

額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第二位まで算出し、小数第二位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平

均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年2月5日から平成31年2月4日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,231円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,231円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求することができる。

- (4) 本新株予約権者は、当社から、上記第(3)号に基づく請求を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう努める。
- (5) 上記第(3)号及び第(4)号に定めるところに加え、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日(終値のない日を除く)に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額(小数点以下第一位四捨五入)を上回った場合において、当社が、本新株予約権者に対して、本新株予約権の行使請求をすることを請求したときは、本新株予約権者は当該請求のなされた本新株予約権の全てにつき、直ちに、行使請求をする。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の出資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法を基礎にして、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,231円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年1月18日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
ミナトホールディングス株式会社 管理部門
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以上